

意匠制度の在り方について

昨今、途上国産業の技術、品質、価格面での競争力強化を背景に、我が国産業の競争力強化のため、魅力あるデザインにより製品の付加価値を高め、他社の製品との差別化を行うことが重要となっている。また、企業の経営戦略のなかで、ブランドの確立が重視されてきていることに伴い、消費者の嗜好や感性に訴える製品、新しい生活スタイルを提案する製品、使いやすさや環境問題に配慮した製品等の開発に力を入れ、これらの製品の理念を表現するための手段としてデザイン活動を重視する企業が増加しつつある。こうした企業活動の中で、ブランド戦略とデザイン戦略が相互に関連し、相乗効果をもたらす事例が出てきている。

一方、デザインが製品の差別化にとって重要な要素となりつつあることに伴い、アジア諸国等から日本企業の製品のデザイン等を模倣した商品が流入するなど、模倣品問題が我が国の円滑な企業活動にとって障害となっている。さらに、こうした模倣品は反社会的勢力等の資金源となっているとの指摘もあり、緊急に対応すべき課題である。

こうした観点から、デザイン等の保護や模倣品対策を強化するとともに、産業財産権制度の一層の利便性の向上を図るため、以下の項目について制度改正を検討する。

I 意匠権の効力範囲の拡大

1 権利侵害行為への「譲渡等を目的とした所持」の追加

(1) 問題の所在

近年、特に偽ブランド品などの模倣品に関して、侵害行為が組織化・巧妙化しており、市場における模倣品の拡散の最終局面である個々の譲渡の場面のみを侵害行為として押さえるだけでは、模倣品排除において十分な効果を発揮し得ない状況となっている。市場に投入・拡散される前段階であり、模倣品の特定箇所での集積状態であることが想定される所持・保管等の行為を侵害行為の一つとする必要があるのではないかと指摘がある。

意匠法上、侵害を構成する行為としては、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業として製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは

輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする行為、又は業として製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をするおそれがある行為が規定されているが、譲渡等を目的とする所持・保管は侵害に当たらないため、意匠権者が、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を所持する者に対して差止請求を行うためには、侵害行為である譲渡の事実又はそのおそれがある事実を立証する必要がある。また、意匠権侵害者に対する刑事上の取締りにおいても、譲渡等を目的とした所持行為そのものは犯罪行為でないため、侵害物品の譲渡の事実を立証する必要がある。

(2) 対応の方向

意匠法第2条第3項に規定されている意匠の実施行為に、意匠に係る物品を譲渡等のために所持する行為を追加し、意匠権者が専有する権利には業として登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡等のために所持する行為を含むものとすべきではないか（現在、商標法においては譲渡等のために所持する行為がみなし侵害行為とされている）。

(3) 論点

○現行の実施行為は独占権を付与するに値する価値を有するものが列挙されており、譲渡等を目的とする所持を実施行為とすることとの整合性についてどのように考えるか。

2 権利侵害行為への「輸出」、「通過」の追加

(1) 問題の所在

模倣品の流通・販売が組織化・国際化している状況において、模倣品による我が国製品の海外市場における販売機会の喪失と、模倣品の還流や我が国への再輸入を未然に防ぐことが重要になってきているとの指摘がある。

本年6月のAPEC貿易大臣会合において、日米韓共同提案の「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」が合意され、「模倣品・海賊版の輸入、輸出及び通過に際し、権限を有する当局がそれらの物品を捜査、差止、押収、破壊を行う上でのAPECとしての模範的なガイドラインを策定することとされた。また、「知的財産推進計画2005」においては、各国が模倣品・海賊版の輸出及び通過を規制すること等を内容とする、「模倣品・海

「盗版拡散防止条約」の提唱を行うとされている。

さらに、諸外国においても欧州(EU、英、仏、独)を中心に、「輸出」が登録意匠によって付与される権利に含まれることとされており、こうした諸外国の制度との国際的な調和も考慮することが必要である。

意匠権者は、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業として製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為の停止又は予防をすることができる（意匠法第2条第3項、第23条、第37条第1項）が、輸出については、意匠法第2条第3項において実施とは規定されていないことから、意匠権侵害行為を形成しないものとされている。

(2) 対応の方向

意匠法第2条第3項に規定されている実施に、意匠に係る物品を輸出する行為を追加し、意匠権者が専有する権利に業として登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を輸出することが新たに含まれるものとすべきではないか（意匠法第23条）。

一方、通過については、国際的にも意匠権の権利範囲とされている例はなく、意匠法において措置すべき問題か、引き続き慎重に検討を行うことが必要ではないか。

(3) 論点

○侵害行為として規制されるべき実施行為に輸出や通過を加えることは、属地主義の観点から適切か。

○輸出や通過を権利侵害行為として規定する保護法益についてどのように捉えるべきか。

3 税関における部品の取外し

(1) 問題の所在

税関において、輸入者が自主的に意匠権侵害物品から部品等を取り外すことにより、意匠権に係る物品でない部分品の状態とした場合、もはや意匠権の侵害を構成するものではなくなったものとして輸入が可能となるのが現状である。このように輸入された部分品は、市場に流通している修理部品等を輸入後に付加することにより、再度、意匠権侵害物品として販

売することが可能であり、直接侵害を誘発する蓋然性が高いとの指摘がなされている。

しかしながら、こうした行為については、部品を取り外した部分品が国内に輸入された後、当該部品とは違う部品を付加されて全体としては登録意匠とは違う印象の製品として再度組み立てられる可能性を完全に否定できない場合には、「業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の輸入」（意匠法第 38 条）との要件に該当することを証明することが困難であり、現行法の間接侵害規定が模倣品対策の観点から実効性が弱いものとなっているとの指摘がある。

(2) 対応の方向

現行意匠法第 38 条の間接侵害の規定に加え、「登録意匠又はこれに類似する意匠について十分な知識を有しながら、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品に容易に回復可能である状態にした物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ）をする行為」を間接侵害とすべきか検討が必要ではないか。

(3) 論点

- 現行法においても、意匠権者は「自己の意匠権を侵害するおそれがある者」に対し、その侵害の停止又は予防を請求できるとされており、こうした制度を活用することによって、直接侵害を誘発する蓋然性が高いケースに対して対応することが可能ではないか。
- 間接侵害に上記の規定を追加する場合、水際だけでなく国内の一般的な実施においても部品外しが権利侵害行為となるが、国内における取引においてこうした間接侵害を規定すべきとのニーズが存在するか。

4 意匠の類似の範囲の拡大

(1) 問題の所在

現行の意匠制度において、出願意匠の審査段階での主な登録要件は、新規性（意匠法第 3 条第 1 項）と創作非容易性（意匠法第 3 条第 2 項）となっている。判例上、新規性の判断は、出願意匠と同一又は類似の物品に係る公知意匠の範囲において、一般需要者の視点から見た美感の類否を判断

するものであり、他方、創作非容易性の判断は、物品の同一又は類似を問わず、公知の意匠やモチーフの範囲において、当業者の視点からみた着想の新しさや独創性を判断するものとされている。

また、意匠権の効力は、業としてなされる登録意匠及びこれに類似する意匠の実施に及ぶものとされており（意匠法第 23 条）、判例上、登録意匠に類似する意匠とは、登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品について、一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠に及ぶものとされている。

意匠登録の要件については、平成 10 年の意匠法改正において、周知な意匠だけではなく、公知の意匠に基づき当業者によって容易に創作されると判断されるものも保護要件を満たさないものとする要件の厳格化を行い、より創作性の高い意匠が保護されるシステムとなっているところであるが、意匠の類否判断については、狭く解釈される場合があり、登録意匠として保護される範囲が十分ではないのではないかとの指摘がある。また、類否判断については、その判断手法や基準が必ずしも明確ではなく、積極的な意匠権の行使や活用につながっていないのではないかとの指摘がある。

(2) 対応の方向

〈案 1〉

意匠の登録要件に係る類似概念について、より広く解釈できるよう一律化した視点を確保するため、審決等においては「看者」と抽象的に記載されることが多い類否の判断主体を、最終需要者及び取引者を含む一般需要者である旨を意匠法の改正等において明確化する。

なお、新規性（意匠法第 3 条）及び先後願（意匠法第 9 条）に関する類否判断については、拒絶理由通知に、引例と出願意匠の評価を踏まえた共通点、差異点の認定、一般需要者による意匠の視点を踏まえた出願意匠の特徴点を簡潔かつ具体的に記載するとともに、審査判断の材料とした関連する参考意匠を添付して審査判断の明確化を行う。

〈案 2〉

意匠権として意匠権者が実施する権利を専有する範囲を確定する類似概念について、より広く解釈できるよう、類否の判断主体を一般需要者として規定する（意匠法第 23 条）。

(3) 論点

- 権利範囲における類似の概念について更に要件を確認的に規定した場合、意匠権侵害訴訟において、要件事実の当てはめに時間を要するのではないか。
- 意匠権として意匠権者が実施する権利を専有する範囲については、判例において一般需要者の視点からみた類似の範囲であることが明らかにされており、法律においてこれを確認的に規定することによる実質的な効果は見込まれるか。

5 意匠権の物品間の転用までの拡張

(1) 問題の所在

他社製品との差別化を図るために独自性が高く、需要者に強い印象を与えるデザインを特色とする商品の開発が近年盛んになってきているが、このような商品の場合、その販売過程において当該商品の形態についてその形態のみのイメージ・モチーフが一般需要者の間に広く知られるものとなる場合がある。

このように、他社製品に比して強力な顧客吸引力や差別性を有する、或いは販売状況において良好である等、市場において成功を博している商品の形態を他の物品の形態として巧みに取り入れて模倣をする事例が多くあるとの指摘がある。

現行の意匠権の効力は、登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品にし及ばないものと解釈されているため（意匠法第23条）、販売状況の良い自社製品を他社が別の物品に形状のみを取り入れるような模倣や販促用商品や関連商品として自社製品のミニチュアをおもちゃや置物として製造、頒布する場合に現行の意匠権では十分に対抗・対応できないとの指摘がある。

なお、これまでの小委員会では、現行の登録意匠又はこれに類似する意匠に加えて、新たに登録意匠と他の公知意匠に基づき当業者が容易に創作できる意匠を意匠権の効力範囲に追加することが検討された。しかしながら、創作容易の範囲¹については、登録意匠に公知の意匠を取り込んで権利

¹ 登録意匠の構成要素の一部を他の公知意匠に置き換えられた意匠、登録意匠だけでなく複数の公知意匠を組み合わせることで一の意匠を構成された寄せ集めの意匠、登録意匠の構成要素の配置を当業

解釈する場合や、登録意匠の構成要素からは一義的に導きだされない方法によって権利解釈される場合があり、また、こうした範囲を登録意匠の効力範囲とする保護法益に乏しいと考えられる。

こうしたことから、意匠権の効力範囲の拡大については、模倣の実態が多く存在し、現状において実質的な問題となっている物品間の転用について検討を行うこととするのが適切であると考えられる。

(2) 対応の方向

〈案 1〉

意匠権の効力範囲について、模倣が生じていない分野にまで権利行使が及ぶのを避けるために依拠性を要件とすることを条件として、登録意匠及びこれに類似する意匠の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を登録意匠に係る物品とは非類似である物品に転用する行為を追加する（意匠法第 23 条改正）。その際、①権利者の実施も保証する直接侵害行為とする（意匠法第 23 条）、②権利者の実施は保証されないが依拠者の模倣は排除できる間接侵害行為とする（意匠法第 38 条改正）のいずれかとする。

〈案 2〉

依拠性のみではなく、当該登録意匠が周知（需要者の間で広く知られている状態）となっていることも要件とする。その際、①権利者の実施も保証する直接侵害行為とする（意匠法第 23 条）、②権利者の実施は保証されないが依拠者の模倣は排除できる間接侵害行為とする（意匠法第 38 条改正）、のいずれかとする。

(3) 論点

- 従来は非類似物品とされていた物品の業界間において不測の権利行使が行われることにより、拡大された意匠権のメリットを超える制度負担が発生することとならないか。
- 登録意匠に係る商品の形態等が商品等表示として著名性を獲得している場合、同一又は類似の形態等を自己の商品等表示として使用すれば不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号により規制し得るが、こうした規定によって一定程度は対応できるのではないか。

者にとってありふれた手法により変更した意匠、登録意匠の構成比率や連続する単位の数の増減を当業者にとってありふれた手法により変更した意匠等)

- 登録意匠の効力範囲とするに値する保護法益は存在するか。
- 最高裁判例において第 3 条第 1 項は同一又は類似の物品に係る公知意匠との関係において判断されるとの見解が示されているが、非類似物品に及ぶ意匠権を新たに規定することにより、法規上も類似する意匠とは物品が同一又は類似の場合に限るとの解釈を固定し、結果的に意匠権が狭くなってしまうことになるのではないか。

II 意匠制度の枠組みの在り方

1 無審査登録制度の導入によるダブルトラック化

(1) 問題の所在

現行の意匠制度では、意匠権の発生前に行政庁による審査を通して新規性（第3条第1項）、創作非容易性（第3条第2項）、先願（第9条）等の登録要件の充足性を確認すること（第16条）を前提としている。

また、審査の結果、登録された意匠権の性質は絶対的独占権（第23条）であり、意匠権者は業として登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。このため、侵害者が独自に創作した場合であっても、登録意匠と同一又は類似の意匠を実施した場合には権利侵害とされる。

さらに、意匠権は設定の登録によって発生し、設定の登録は意匠登録原簿に記載されるとともに、権利者や権利の内容は意匠公報により公示されることとなっている（第20条、第61条）。

現在、意匠登録出願は出願後約7ヶ月で権利化されているが、市場に投入後の早い段階で模倣品が発生する商品、販売時の流行が短期間で終了する商品、ライフサイクルが短い季節的な商品等を扱う業種においては、現在の審査制度より早い期間で権利化できる仕組みが必要であるとの指摘がある。また、多品種少量生産を行っている物品分野においては審査費用等のコストの負担感が強いとの指摘がある。

また、現行制度の下で意匠登録出願を行っている企業等の中には、意匠を安定した権利として積極的に活用するために、現行の事前審査制度の維持を求めるニーズが存在する一方で、自ら開発した意匠が他人によって権利取得されないよう、いわば防衛的に意匠登録出願を行うケースや、自らの意匠が他人の出願した意匠や登録意匠と抵触しないことを確認するために意匠登録出願を行うケースも多いことが指摘されている。

こうした観点からは、現行の審査登録制度よりも迅速かつ簡便に登録を行える制度を導入することにより、現行の意匠制度の下では十分に保護されていないデザインの保護に資するとともに、出願人、第三者、国の適切な費用配分を図ることを検討すべきではないか。

さらに、意匠制度を巡る世界的な情勢を見た場合、グローバルな競争環境の激化や知識経済化の中で、各国ともデザイン保護に力を入れ始めているが、とりわけ、近年は模倣品や海賊版対策が世界的な中心課題として捉えられている。例えば、欧州においてはデザインがマーケティング・ツー

ルとしての重要性を獲得し、意匠権が一層重要なものとなってきたことを踏まえ、1991年に「工業意匠の法的保護に関するグリーン・ペーパー」が欧州委員会によって公表され、欧州共同体全域に及ぶ共同体意匠を創設する共同体意匠規則案と加盟国の意匠法を調和させるための意匠指令案が提示された。その後、欧州議会等における議論を経て、1998年に意匠指令が採択されるとともに、2001年には著作権型の非登録意匠権と無審査登録による登録意匠権とのダブルトラックを内容とする欧州共同体意匠規則が採択された。また、欧州各国の意匠制度についても、無審査登録制度を中心にシングルトラックやダブルトラックを採用する国が多い。

さらに、豪州においても、2003年にデザイン法が成立し、従来の審査登録制度が廃止されるとともに、登録後に請求によって発行される審査証明書を条件として権利行使を認める新たな制度を導入するなどしている。

一方、我が国においては、平成5年に不正競争防止法が全面改正され、商品形態の模倣行為が不正競争行為の一類型として規定され（不正競争防止法第2条第1項第3号）、平成17年改正によって刑事罰等の規定が導入された。同号において禁止される行為としては、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為が規定されており、「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいうとされている（第2条第5項）。

同号は、意匠制度による保護を補完し、我が国におけるデザイン保護に資する制度として一定の役割を果たしてきたことは事実であるが、不正競争防止法が不法行為の一類型として規定されていることから、意匠権のように権利の移転、実施権の設定、質権の設定、信託等といった重要な役割を果たし得ないものとなっている。また、同号は、日本国内において最初に商品が販売された日から起算して3年を経過した商品の形態模倣品を譲渡等する行為には適用されないほか、形態模倣品の譲受人による譲渡等についても重過失がない限り適用されないこととされている。さらに、同号に規定される譲渡等には、製造行為を含まないものとされており、譲渡等を行わず、模倣品を製造している又は製造しようとしているに止まる第三者に対して、製造行為の差止請求や予防請求を行うことはできない。

こうしたことから、同号による民事判決は現在まで約50件（形態模倣が認容されたものは20件程度）にとどまる²。

²意匠権に係る民事事件既済件数は、平成6年から平成16年までで約340件に上っている（最高裁行政局調べ）。

(2) 対応の方向

現行の審査登録制度の存続を前提としつつ、新たに迅速かつ簡便なデザイン保護を実現するため、以下の①～④のような枠組みを前提としつつ、無審査登録制度を併存させるダブルトラック化について検討を行う。³

- ① 絶対的独占権による保護（実用新案法型）
 - (ア) 新規性や創作非容易性を要件とし、登録によって絶対的独占権が発生
 - (イ) 意匠権の効力は、登録意匠又はこれに類似する意匠に及ぶ（差止請求等）
 - (ウ) 一定期間に限り、無審査トラックに登録意匠を基礎として審査トラックへの出願（乗り換え）を認める
 - (エ) 請求によって特許庁が作成する意匠評価書を提示して警告した場合には、侵害行為について過失を推定する
- ② 相対的独占権による保護（審査請求型）
 - (ア) 新規性や創作非容易性を要件とし、登録によって相対的独占権が発生
 - (イ) 意匠権の効力は、登録意匠又はこれと類似する意匠に及ぶ（差止請求等）
 - (ウ) 一定期間に限り、無審査トラックの登録意匠について審査請求を認める
 - (エ) 侵害行為について過失を推定しない

³ 知的創作物の保護の在り方は、コピーライトアプローチとパテントアプローチに類型化される。コピーライトアプローチにおいては、権利の成立の根拠が「独創性」におかれ、独創性とは、その創作が他を模倣したものでなく独自のものであること（主観的創作性）を意味し、その創作を支配する権原の根拠は、それが創作者の知的労働の所産であることによる。したがって、ここで成立する権利は創作者による知的創作物にのみ及び、他人が独自に創作したものには及ばない（相対的独占権）。また、一般的には登録などの手続を要せず、創作をした事実によって保護を受けることができるとされている。

一方、パテントアプローチにおいては、権利の成立の根拠を新規性におき、その支配を絶対的なものとして構成する。ここで新規性とは創作者の主観的創作に止まらず、その創作の所産が客観的にもこれまでにない新たなものであること（客観的創作性）を意味する。したがって、ここで成立する権利は自己の創作に止まらず、これと客観的内容を同じくするものに対する絶対的な支配権として構成される（絶対的独占権）。また、一般には登録によって権利が発生するが多い。

③ 相対的独占権による保護（半導体集積回路法型）

- (ア) 新規性を要件とせず、登録によって相対的独占権が発生
- (イ) 意匠権の効力は、登録意匠又はこれと実質的に同一の意匠に及ぶ（差止請求等）
- (ウ) 一定期間に限り、同一出願人の場合には、無審査トラックの登録意匠と同一又は類似の意匠を審査トラックに出願することを認める
- (エ) 侵害行為について過失を推定しない

④ 相対的独占権による保護（著作権法型）

- (ア) 新規性を要件とせず、登録によらず、相対的独占権が発生
- (イ) 意匠権の効力は、登録意匠又はこれと実質的に同一の意匠に及ぶ（差止請求等）
- (ウ) 一定期間に限り、同一出願人の場合には、無審査トラックの登録意匠と同一又は類似の意匠を審査トラックに出願することを認める
- (エ) 侵害行為について過失を推定しない

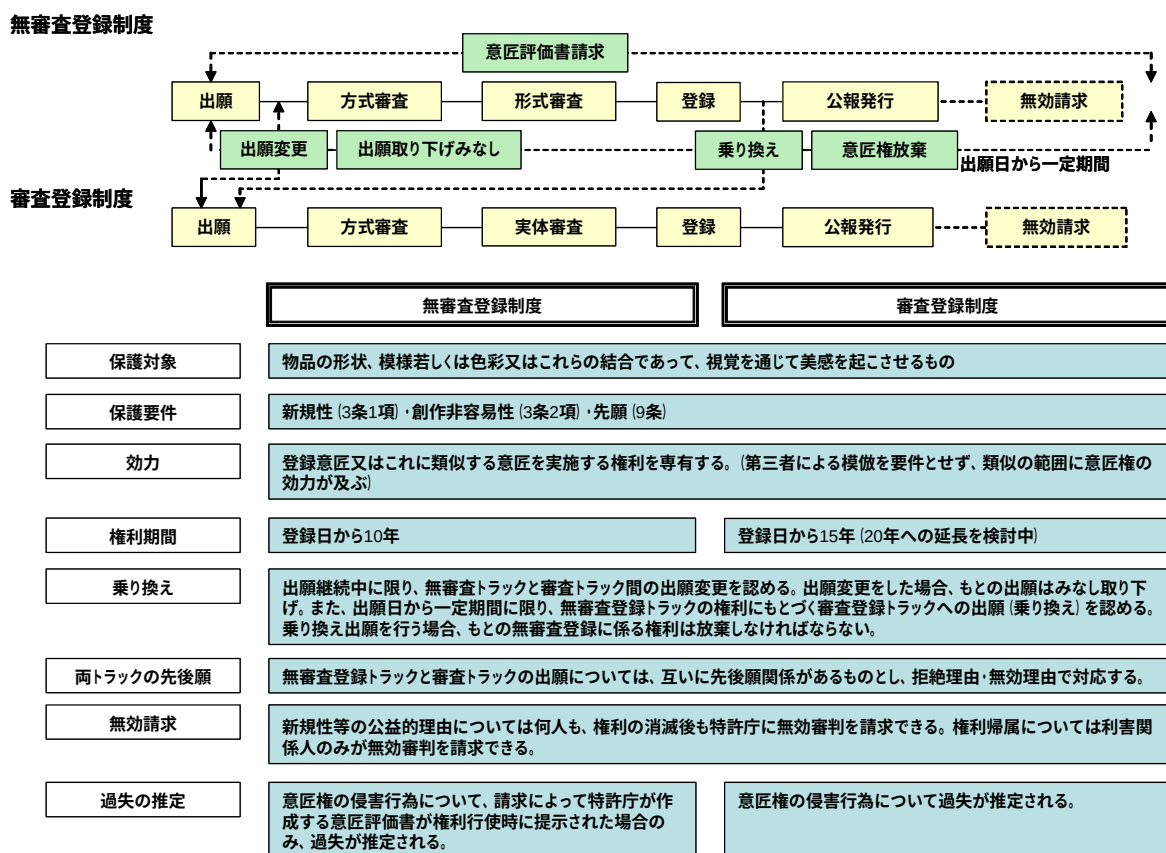
こうした無審査登録制度の導入によるデザイン保護の効果として、上記の①～④の類型は以下のように評価される。

- ① 新規なデザインの創作に対して絶対的独占権が付与されることから、新たなデザインの創作に対する投資インセンティブを高めることとなり、デザイン保護のための有効なツールとなり得る。一方、新規性の要件を満たさないために創作されたデザインが保護対象とならないケースや、無効審判等によって登録された権利の有効性が否定されるケースが増加すると考えられる。また、登録を必要とすることから、出願に際して一定のコスト負担が生じるが、権利の存否について予見可能性を確保できる。
- ② 新規なデザインに係る模倣対策として有効なツールとなり得るが、独自創作には権利が及ばないことからデザイン創作に対する投資インセンティブを高める効果は限定的であると考えられる。また、新規性の要件を満たさないために創作されたデザインが保護対象とならな

いケースや、無効審判等によって登録された権利の有効性が否定されるケースが増加すると考えられる。また、登録を必要とすることから、出願に際して一定のコスト負担が生じるが、権利の存否について予見可能性を確保できる。

- ③ 新規性が要件とされていないことから、広く創作意匠が保護対象となり、無効審判等によって登録された権利の有効性が覆される可能性も低くなる。このため、デザインの模倣対策として有効なツールとなり得ると考えられるが、多数の権利が登録され、権利行使が増加することも考えられる。また、登録を要件とすることから、出願に際して一定のコスト負担が生じるが、権利の存否について予見可能性を確保できる。
- ④ 新規性が要件とされていないことから、広く創作意匠が保護対象となる。このため、デザインの模倣対策として有効なツールとなり得ると考えられるが、多数の権利が発生し、権利行使が増加することも考えられる。また、登録を要件としないことから、出願に際してコスト負担が少なく簡便に権利を取得することが可能となるが、権利の存否について予見可能性が低下する。

① 絶対的独占権による保護（実用新案法型）



（無審査登録制度の概要）

現行の産業財産権法においても、特許制度と実用新案制度とのダブルトラックが既に存在しており、実用新案制度は早期保護のニーズに対応するとの観点から、無審査で権利の設定登録を行い、絶対的独占権が発生することとしている。

上記の制度を踏まえ、新たに意匠登録出願のあった意匠について、方式審査や形式審査を経て、早期に権利の設定登録を行い、登録意匠又はこれに類似する意匠の実施を専有する絶対的独占権を認める。なお、新規性、創作非容易性、先願といった保護要件については審査登録制度と同様とする。

1) 保護要件

審査登録制度と同様に、新規性、創作非容易性、先願等を登録要件とする。

2) 権利の効力

審査登録制度と同様に絶対的独占権であり、意匠権の効力は登録意匠又はこれに類似する意匠にまで及ぶものとする。

3) 権利期間

登録日より10年とする。

4) 両トラックの出願変更

両トラック間の出願変更については、審査・審判継続中に限り認めることとし、出願変更をした場合には、先の出願は取り下げたものとみなす。

5) 両トラックの権利の乗り換え

一定期間に限り、無審査トラックに係る権利にもとづいて審査トラックへの出願（乗り換え）を認めることとし、乗り換え出願が登録要件を満たす場合には審査トラックにおける権利を認める。但し、乗り換え出願を行う場合、もとの無審査トラックに基づく権利を放棄しなければならないこととする。

6) 両トラックの先後願関係

無審査トラックと審査トラックで出願された意匠については、相互に先後関係が存在するものとし、先願意匠に類似する後願意匠については拒絶理由や無効審判請求の対象とする。

7) 無効審判請求

新規性等（公益的理由）については何人も、権利の消滅後も特許庁に無効審判を請求できることとする。権利帰属等（私益的理由）については、利害関係人のみが無効審判を請求できることとする。

8) 過失の推定

何人も意匠評価書を請求できることとし、請求によって特許庁が作成する意匠評価書を提示して警告した場合には、侵害行為について過失を推定することとする。

（論点）

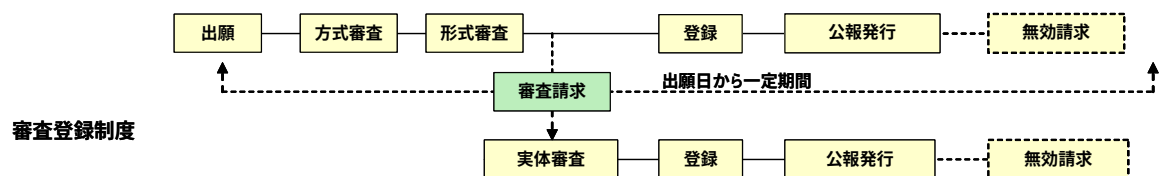
- 1) 実用新案制度では、権利を行使する場合に実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければならないとされている。また、相当の注意をしないで警告や権利行使を行った後に、実用新案登録が無効となった場合には、警告や権利行使をしたことにより相手方に与えた損害を賠償する責めを負うこととされている。しかし、こうした制度については、実用新案制度の活発な利用を促進する上での障害となっているのではないかとの指摘がある。また、意匠評価書の請求や取得に要する時間を考慮すると短ライフサイクル商品のデザインの早期保護と

の観点から必ずしも適切ではなく、また、権利行使の意匠の場合には視覚により認識されるデザインであるため、実用新案（技術）よりも有効性に関する判断が容易ではないかとも考えられることから、実用新案技術評価書に相当する意匠評価書の提示や警告は権利行使の前提とせず、侵害者による過失の推定に係らしめることが適切ではないか。

- 2) 無審査トラックで登録された意匠権を行使する際に、意匠評価書を提示して警告することを要しないこととした場合、無審査トラックで登録された権利の有効性については、無効審判を請求することによって判断されることとなるが、第三者の監視負担との観点から適切か。

② 相対的独占権による保護（審査請求型）

無審査登録制度



	無審査登録制度	審査登録制度
保護対象	物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるもの	
保護要件	新規性（3条1項）・創作非容易性（3条2項）・先願（9条）	
効力	登録意匠又はこれに類似する意匠を実施する権利を専有する。但し、第三者が模倣することなく独自に創作した場合には効力が及ばないものとする。	登録意匠又はこれに類似する意匠を実施する権利を専有する。（侵害者による模倣を要件とせず、類似の範囲に意匠権の効力が及ぶ）
権利期間	登録日から10年	登録日から15年（20年への延長を検討中）
乗り換え	一定期間に限り、無審査トラックで登録された意匠の審査請求を認める。審査請求により審査された結果、審査トラックで登録された場合には、無審査トラックの意匠権は放棄しなければならない。	
両トラックの先後願	実質的にシングルトラックとなることから、両トラック間の先後願関係については規定しない。	
無効請求	新規性等の公益的理由については何人も、権利の消滅後も特許庁に無効審判を請求できる。権利帰属については利害関係人のみが無効審判を請求できる。	
過失の推定	意匠権の侵害行為について過失が推定されない。	意匠権の侵害行為について過失が推定される。

（無審査登録制度の概要）

現行の特許法においては、審査請求制度を採用することにより、特許庁による事前の審査を経て有効性を確定する必要がないと判断されたものについては、拡大された先願の地位による後願排除効のみを認めることとしている。一方、審査請求を行い特許が認められた場合には、絶対的独占権

が発生するとともに、出願公開後の権利侵害に対する補償金請求権の行使を認めることとしている。

上記の制度的特性を活かしつつ、デザインについては模倣が容易であることや早期保護のニーズを踏まえ、新たに意匠登録出願のあった意匠について方式審査や形式審査を経て、権利の設定登録を行い、他人による登録意匠又はこれに類似する意匠の模倣を排除する権利を認める。また、審査請求があった場合には、新規性、創作非容易性、先願といった保護要件について審査を行い、要件を満たす場合には、現行の審査登録制度による権利の設定登録を認めるものとする。

1) 保護要件

審査登録制度と同様に、新規性、創作非容易性、先願等を登録要件とする。

2) 権利の効力

いわゆる「相対的独占権」であり、意匠権の効力は他人が模倣によって登録意匠又はこれに類似する意匠を実施する場合にのみ及ぶこととする。

3) 権利期間

登録日より10年とする。

4) 両トラックの出願変更

実質的にシングルトラックとなることから、出願変更については規定しない。

5) 両トラックの権利の乗り換え

一定期間に限り、無審査トラックで登録された意匠についての審査請求を認めることとし、審査請求により審査を行った結果、登録要件を満たす場合には審査トラックにおける権利を認める。但し、審査請求によって登録要件を満たすと判断された場合には、審査トラックにおける登録前に、無審査トラックにもとづく権利を放棄しなければならないこととする。

6) 両トラックの先後願関係

実質的にシングルトラックとなることから、両トラック間の先後願関係については規定しない。

7) 無効審判請求

新規性等（公益的理由）については何人も、権利の消滅後も特許庁に無効審判を請求できることとする。権利帰属等（私益的理由）については、利害関係人のみが無効審判を請求できることとする。

8) 過失の推定

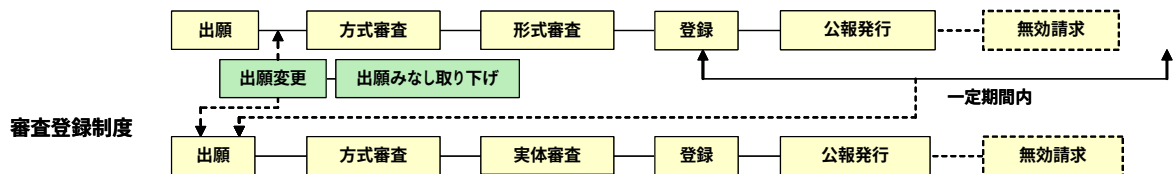
権利の侵害行為について過失を推定しない。

(論点)

- 1) デザインの適切な保護という観点から、無審査トラックの権利を相対的独占権とすることは十分な保護といえるか。
- 2) 無審査トラックの権利の有効性については、審査請求を行うことによるか、無審査で登録された権利の無効審判請求を行うことにより判断することとなるが、第三者の監視負担との観点から適切か。
- 3) 審査請求により審査を行う場合には、審査が現行の約7ヶ月よりも相当程度遅延する可能性があると考えられるが、デザイン保護の観点から適切か。
- 4) 審査請求型のシングルトラックではなく、相対的独占権が付与される無審査トラックと絶対的独占権が付与される審査トラックのダブルトラックとし、一定期間に限り、無審査トラックから審査トラックへの乗り換え出願を認める制度とすることも可能ではないか。

③ 相対的独占権による保護（半導体集積回路法型）

無審査登録制度



	無審査登録制度	審査登録制度
保護対象	物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるもの	
保護要件	創作非容易性	新規性(3条1項)・創作非容易性(3条2項)・先願(9条)
効力	登録意匠又はこれと実質的に同一の意匠を実施する権利を専有する。但し、第三者が模倣することなく独自に創作した場合には効力が及ばないものとする。	登録意匠又はこれに類似する意匠を実施する権利を専有する。(侵害者による模倣を要件とせず、類似の範囲に意匠権の効力が及ぶ)
権利期間	登録日から10年	登録日から15年(20年への延長を検討中)
乗り換え	無審査トラックによる権利発生日から一定期間であれば、同一出願人に限り、新規性を喪失せず、審査トラックへの出願を可能とする。但し、出願日は遡及しないものとする。	
両トラックの先後願	審査トラックの出願は無審査トラックの出願に対して後願排除をするが、無審査トラックの出願は審査トラックの出願に対して後願排除をしない。無審査トラックに係る意匠権と審査トラックに係る意匠権について抵触関係規定を設ける。	
無効請求	創作非容易性(公益的理由)については、何人も、権利の消滅後も特許庁に無効審判を請求できる。権利帰属については利害関係人のみが無効審判を請求できる。	新規性等(公益的理由)については何人も、権利の消滅後も特許庁に無効審判を請求できる。権利帰属(私益的理由)については利害関係人のみが無効審判を請求できる。
過失の推定	意匠権の侵害行為について過失の推定はされない。	意匠権の侵害行為について過失が推定される。

（無審査制度の概要）

現行の半導体集積回路法においては、半導体の回路配置開発における模倣を防止するとの観点から、独自に創作された半導体集積回路の回路配置について、無審査（形式審査のみ）で権利の設定登録を行い、回路配置利用権（その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為、その回路配置を用いて製造した半導体集積回路を譲渡し、貸渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為）を専有する権利を認めている。一方、回路配置権は他人が独自に創作した回路配置の利用には及ばないこととし、結果的には模倣排除権（いわゆる相対的独占権）のみを認めている。

上記の制度を踏まえ、創作非容易な意匠について意匠登録出願があった場合に、方式審査や形式審査を経て、早期に権利の設定登録を行い、他人が模倣によって登録意匠又はこれと実質的に同一の意匠を実施する行為を排除する権利を認める。

一方、上記の２案においては、いずれも無審査トラックにおける出願日が乗り換え後又は審査請求後の審査トラックにおける権利の出願日となる点、両トラック間の先後願関係を認める点等において、両トラック間の有機的な連関を前提としているが、本案においては、両トラックの役割分担を明確化し、保護要件や権利の効力等の点において差別化を行うこととする。

１）保護要件

いわゆる相対的独占権であることを考慮し、創作非容易性のみを登録要件とする。

２）権利の効力

登録要件として新規性を求めないことから、いわゆる「相対的独占権」であり、意匠権の効力は他人が模倣によって登録意匠又はこれと実質的に同一の意匠を実施する場合にのみ及ぶこととする。

３）権利期間

登録日より 10 年とする。

４）両トラックの出願変更

両トラック間の出願変更については、出願継続中に限り認めることとし、出願変更をした場合には、先の出願は取り下げたものとみなす。

５）両トラックの権利の乗り換え

乗り換え制度は設けないこととするが、無審査トラックによる権利発生から一定期間であれば、同一出願人による出願に限り新規性を喪失せず、審査トラックにおける登録を可能とする。但し、審査トラックにおいて登録要件を満たすと判断された場合には、審査トラックにおける登録前に、無審査トラックにもとづく権利を放棄しなければならないこととする。また、審査トラックにおける出願日は、無審査トラックにおける出願日に遡及せず、実際に出願された日とする。

6) 両トラックの先後願関係

審査トラックの出願は無審査トラックの出願に対して後願排除をするが、無審査トラックの出願は審査トラックの出願に対して後願排除をしない。無審査トラックに係る意匠権と審査トラックに係る意匠権について抵触関係規定を設ける。

7) 無効審判請求

創作非容易性（公益的理由）については何人も、権利の消滅後も特許庁に無効審判を請求できることとする。権利帰属等（私益的理由）については、利害関係人のみが無効審判を請求できることとする。

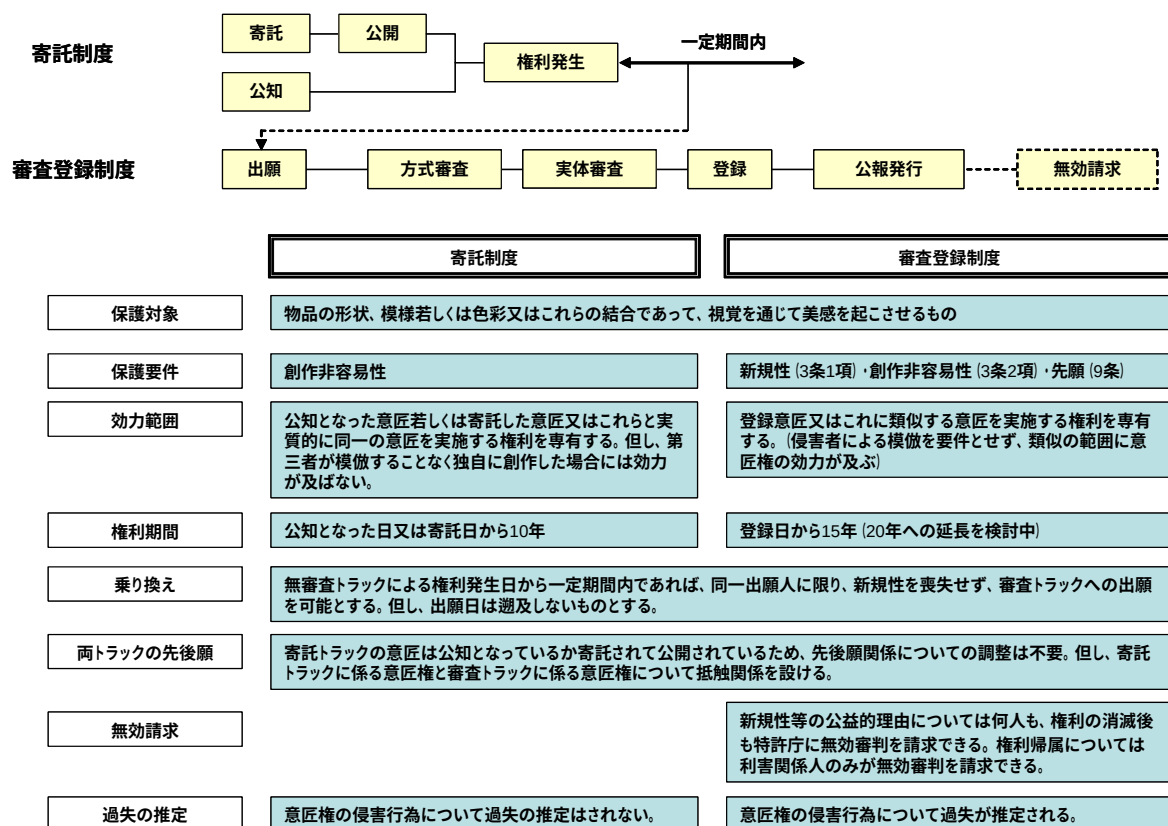
8) 過失の推定

権利の侵害行為について過失を推定しない。

（論点）

- 1) 新規性を満たさない意匠についても保護対象となるが、デザインの創作の奨励という観点から適切か。公知意匠に同一である意匠は保護すべきではないのではないか。
- 2) デザインの適切な保護という観点から、無審査トラックの権利範囲を登録意匠又はこれに類似する意匠にまで及ぼすことも可能ではないか。
- 3) 無審査トラックの権利の有効性については、無審査で登録された権利の無効審判請求を行うことにより判断することとなるが、第三者の監視負担との観点から適切か。
- 4) 登録日から一定期間について、同一出願人による出願であれば、新規性喪失の例外を設けることは適切か。

④ 相対的独占権による保護（著作権法型）



(無審査制度の概要)

現行の著作権法においては、創作活動のインセンティブを確保する等の観点から、独自に創作された思想又は感情の創作的表現について、無方式で権利の発生を認めている。また、権利の内容については、例えば、複製権を規定し、著作権者は、その著作物を複製する権利を専有することとしており、結果的には模倣排除権（いわゆる相対的独占権）のみを認めている。

上記の制度を踏まえ、独自に創作された創作非容易の意匠については、その意匠が公知となった日又は寄託した日から権利が発生することとし、他人が模倣によって登録意匠又はこれと実質的に同一の意匠を実施する行為を排除する権利を認める。

1) 保護要件

いわゆる相対的独占権であることを考慮し、創作非容易性のみを登録要件とする。

2) 権利の効力

登録要件として新規性を求めないことから、いわゆる「相対的独占権」であり、意匠権の効力は他人が模倣によって登録意匠又はこれと実質的に同一の意匠を実施する場合にのみ及ぶこととする。

3) 権利期間

公知となった日又は寄託の日より 10 年とする。

4) 両トラックの出願変更

無方式で発生する権利であることから、出願変更制度は設けない。

5) 両トラックの権利の乗り換え

乗り換え制度は設けないこととするが、無審査トラックによる権利発生から一定期間であれば、同一出願人による出願に限り新規性を喪失せず、審査トラックにおける登録を可能とする。但し、審査トラックにおいて登録要件を満たすと判断された場合には、審査トラックにおける登録前に、無審査トラックにもとづく権利を放棄したものとみなす。また、審査トラックにおける出願日は、無審査トラックにおける公知となった日や寄託日に遡及せず、実際に出願された日とする。

6) 両トラックの先後願関係

無審査トラックの意匠は公知となっているか寄託により公開されているため、先後願関係についての規定は設けない。但し、無審査トラックに係る権利と審査トラックに係る権利について抵触関係の規定を設ける。

7) 無効審判請求

無方式で発生する権利であることから、無効審判制度は設けない。

8) 過失の推定

権利の侵害行為について過失を推定しない。

(論点)

- 1) 新規性を満たさない意匠についても保護対象となるが、デザインの創作の奨励という観点から適切な保護要件と言えるか。公知意匠に同一である意匠は保護すべきではないのではないか。
- 2) 公知とすることにより権利が発生することから、どのような権利が発生しているか不明確となるが、予見可能性の観点から適切か。
- 3) 無審査トラックの権利の有効性については、司法において判断することとなるが、第三者の監視負担との観点から適切か。

(3) 論点

- 無審査登録制度に係る意匠権と不正競争防止法における商品形態を模倣した商品の譲渡等に関する行為規制との関係については、補完関係にあるものと整理できるのではないか。
- 無審査登録制度については、出願に係る手数料や登録料等の料金について適正な水準を設定することが必要であるが、同様に、審査登録制度における料金についても見直しを行わざるを得ない可能性があるのではないか。

III 意匠権の強化

1 意匠権の存続期間の延長

(1) 問題の所在

ブランド戦略の一貫として新たな付加価値の源泉となる優れたデザインを有する商品が開発され、ロングライフの製品が増加している。また、既に販売期間が終了しているような過去のデザインがリバイバル・ブームによって商品化される事例も増加している。

現行の意匠制度における意匠権の保有期間の統計によると、登録から 3 年間保有するものと 15 年間保有するものが多く、また、15 年目の保有率は約 16% であり、特許権の現存率よりも高い数字となっているが、意匠権の存続期間は設定の登録の日から 15 年と規定されており、意匠権による長期の保護が難しいものとなっている。

(2) 対応の方向

意匠法第 21 条に規定される意匠権の存続期間を登録日より 20 年とすべきではないか。

(3) 論点

- 産業財産権法一般は、権利を与えて創作者の利益を保護することにより意匠の創作の保護・奨励を図り産業の発展に資するとともに、権利という独占かつ排他的支配権の付与による第三者の営業活動上の制限ないし不利益、及び意匠の実施の促進による産業の発達に寄与するという目的との調和を図ったものとされていることから、意匠権の存続期間の延長は、権利行使を受けることとなる第三者との関係においてバランスのとれたものとなっているか。
- 権利の効力発生は設定の登録から（特許法第 66 条）とし、権利の存続期間の計算の起算日は出願日（特許法第 67 条第 1 項）とする特許法と同様に、意匠権の存続期間の延長に伴い、意匠権の存続期間の起算日は登録日からではなく出願日からとすることは必要か。
- 現行の意匠制度では、登録料は第 1 年から第 3 年、第 4 年から第 10 年、第 11 年から第 15 年までと 3 期に分けた料金体系となっているが（意匠法第 42 条）、各期に納めるべき登録料に差異があり、権利

期間が長くなるほど増額されるものとなっている。延長された権利期間についてどのような体系の登録料が適切か。

2 刑事罰の強化

(1) 問題の所在

模倣品の意匠権侵害に対する抑止効果を高めるため、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金とされている意匠権侵害に係る刑事罰を厳格化することが必要ではないかとの指摘がある。

また、起訴時には、結果重大、犯情悪質と判断された場合は懲役刑を相当として公判請求されるが、多くの事件では執行猶予付きの懲役刑が科せられ罰金は科せられない。他方、結果重大・犯情悪質と判断されない場合は、略式手続が請求され、略式手続で科すことができる罰金の上限は50万円であることから、50万円以下の罰金刑が科される。このような状況のもと、罰金刑の50万円超300万円以下の部分が空文化しており、経済的制裁に欠ける状況になっているとの指摘がある。

(2) 対応の方向

- 意匠法第69条に規定される意匠権侵害罪を、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金として、懲役刑と罰金刑の併科を導入すべきではないか。
- 意匠権侵害罪の罰則規定を特許権侵害と同等に厳格化するのに伴い、両罰規定における法人重課についても、特許法における当該規定とあわせて、1億5000万円以下の罰金刑とすべきではないか。

(3) 論点

- 現行の意匠法と同等の刑事罰の規定を有している実用新案法、及び不正競争防止法における他人の商品の形態を模倣等した商品の譲渡等に関する罰則規定とのバランスは問題ないか。

IV 意匠権の保護対象の拡大

1 操作画面等のデザインの保護

(1) 問題の所在

情報通信技術の発達に伴い、社会における情報化、ネットワーク化が進み、有線、無線を問わずネットワークインフラが整備されている。また、パソコン、携帯電話、PDA 等に代表される情報通信機器や、最新のデジタル技術を利用した家電も幅広く商品化されている。

こうした情報機器を取り巻く社会状況の変化に伴い、各種のソフトウェアによって情報機器の表示画面上においてユーザーインターフェイスとして様々な機能を発揮する操作画面のデザインが重要な要素となっており、各企業においても、デザイン開発の投資や領域は、3 次元の製品のデザインだけでなく、操作画面等のデザインへと拡大してきている。

しかしながら、現状においては、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」と規定されている（意匠法第 2 条第 1 項）意匠の定義に基づき、操作画面デザインのうち、物品との一体不可分性や形状等の固定性を充足するもののみが保護されており、多くの操作画面等のデザインは保護対象となっていないとの指摘がある。

(2) 対応の方向

操作性を有する一画面を意匠法第 2 条第 1 項に規定される物品と同様のものとみなし、その操作部分及び領域等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を新たな保護対象とする。データベースから表示された事実内容、又は、操作部分や領域等以外の背景画や映画・ゲーム・放送等のコンテンツそのものの表現は保護対象から外すものとする。

操作性を有する一画面の動的な変化の態様については、当該複数の画面に形態的な関連性を有するものに限り一意匠として保護するものとする。

操作性を有する一画面が有する機能は、当該プログラムの一部分にすぎないことから、権利行使の対象としてプログラムすべてが直接的にその対象とはならないように配慮する。

(3) 論点

- 従来の意匠法における物品の考え方と、操作性を有する一画面を物品とみなす考え方の整合性を、ソフトウェアという技術特性を前提

として整理することが必要ではないか。例えば、時刻や温度等を表示する機能を有する製品は従来の意匠法において物品と認められていたが、今回新たに保護すべき画面について操作性を有するものに限定し、事実や情報を表示するのみの画面を保護対象外とすることについて何らかの説明が可能か。また、情報検索、商業取引、金銭取引等、従来から意匠法で保護されている製品や商品ではないが、画面上で操作をすることによって指示や処理が可能となるものについても保護対象とするべきか。

- 操作性を有する一画面に含まれる要素について、「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」としてどのように認定・評価するか。
- 操作性を有する一画面は画面に表示されることによりその態様を表し、一般需要者に一定の美感を与えるものであるという従来の物品にはない特性を有することから、当該操作性を有する一画面に関する意匠権者が専有する実施の範囲をどのように規定することが適切か。
- 意匠権者の実施が保証される行為範囲を直接侵害行為とすることを前提に、操作画面の意匠権について直接侵害行為と間接侵害行為を整理することが必要ではないか。

V 意匠登録手続の見直し、利便性の向上

1 関連意匠制度の見直し

(1) 問題の所在

企業においては、自社ブランドの構築のために、市場で成功した製品について基本的な特色は残しながらも新たな要素やマイナー・チェンジを一部加えて新規な製品として生産、販売を行う製品開発の実態がある。一般に、マイナー・チェンジを加えた改良デザインは、改良の基礎となった先の商品のデザインの特色を有していることから、意匠の類否という観点からは改良意匠は先の意匠に類似していると判断されることが多い。

現行の関連意匠制度は、デザイン開発の段階において、一つのデザイン・コンセプトから多くの意匠が同時期に創作されるという実態に即して、創作の観点からは同等の価値を有する意匠群について、同日に同一出願人

より出願された場合に便宜的に本意匠及び関連意匠の関係を設けながら独自の効力を有するものとして登録を認めるものである(意匠法第10条)。

このため、先に出願された意匠と類似する意匠が後日同一出願人より出願された場合は、関連意匠とは認められず、先に出願された本人の意匠が引例となり後日の出願は拒絶されるものとなることから、後日の改良意匠そのものが保護されない状況となっているとの指摘がある。

(2) 対応の方向

- 後日に出願された改良意匠についても、本意匠の審査係属中であれば、関連意匠そのもので権利行使が可能となるように関連意匠として登録できるようにすべきではないか。

(3) 論点

- 後日の関連意匠の出願を認める場合は、本意匠の出願日と関連意匠の実際の出願日の間に、他人の先願意匠や公知の意匠が存在する場合が想定される。第三者とのバランスを考慮し、関連意匠の意匠登録出願も通常の意匠登録出願と同等のものであることから、関連意匠の出願日は、本意匠の出願日に遡及することなく、実際に出願された日とすることが必要ではないか。
- 後日出願を認める期間を意匠登録公報の発行後まで延長した場合、関連意匠登録に係る意匠権が新規性の要件(第3条第1項)に対する例外となることから、第三者の監視負担や新規性喪失の例外規定との関係について慎重に検討することが必要ではないか。
- 関連意匠の後日出願を認めた場合、本意匠の出願と関連意匠の出願の間にある公然実施された意匠や刊行物に記載された意匠等の十分な把握は、本意匠と関連意匠との正確な類否判断には必須ものとなることから、関連意匠の出願人は関連意匠の出願日前の自己が知り得た公知意匠について、願書に先行意匠情報を記載するなど関連意匠の出願時に情報提供を行う制度(先行意匠開示制度)を設けるべきか検討が必要ではないか。

2 部品及び部分意匠の保護の在り方の見直し

(1) 問題の所在

デザイン開発においては、先に製品全体の外観デザインが完成し、その後個々の構成部品の詳細のデザインが決定されて製品全体の詳細なデザインが完了するという開発実態があること、或いは、市場において成功した商品については、独自性の高い創作部分が模倣の対象となりやすいこと等から、最初の意匠の出願に遅れて、先の意匠の一部を部品や部品意匠として出願し、独自性の高い自己の製品デザインの保護を強化したいとするニーズがある。

しかしながら、現行法においては、意匠法第 3 条の 2 の規定に基づき、先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠は意匠登録を受けることができないものとなっており、同一人の創作に係る部品や部分意匠が十分に保護されないものとなっているとの指摘がある。

(2) 対応の方向

- 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠であっても、当該先願の出願日から公報発行までの期間については、同一出願人による出願の場合には登録を許容すべきではないか。

(3) 論点

- 同人については、出願人同一のみで十分か。特許法第 29 条の 2 を考慮し、自己の既存創作の一部の保護という観点から創作者同一の場合も登録可能とすることが必要か。
- 先願意匠について秘密請求がされている場合は、添付図面等が開示された意匠公報が発行されるまで出願を認めるものとするか。
- 先願意匠と先願の意匠の一部と同一又は類似の後願意匠とが相互に類似する場合については、意匠法第 10 条が後日の関連意匠登録を認めるように改正された場合、同条を適用し、当該先願意匠と先願の意匠の一部と同一又は類似の後願意匠について関連意匠登録とすべきではないか。

3 秘密意匠制度の見直し

(1) 問題の所在

意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から 3 年以内の期間を指定

して、その期間その意匠を秘密にすることができる（意匠法第 14 条）。この秘密意匠制度の手続要件として、秘密を請求しようとする者は、その旨を意匠登録出願時に願書に示すことが求められる。

昨今、意匠登録出願の審査が早くなったことから、予想よりも早く設定登録され、意匠公報が発行される場合があり、商品の発売よりも早く意匠公報が発表され、商品の広告・販売戦略等に支障が出ることもあるとの指摘がある。

(2) 対応の方向

- 出願人の利便性を考慮して、秘密を請求できる時期を出願時に限らず、審査の進捗状況に従って請求できるように、請求期間を審査係属中とすべきではないか。

(3) 論点

- 拒絶査定不服審判において登録査定となる場合も考慮して、審判に係属中に秘密請求を認めることが必要か。或いは、審判請求及びその審議手続という十分な時間の経過が想定できるので、審判、再審係属中に係る秘密請求は認めないものとするのが適切か。

4 新規性喪失の例外規定

(1) 問題の所在

現行の意匠制度では、意匠登録出願の日から遡って 6 ヶ月の間に意匠登録を受ける権利を有する者（意匠を創作した者又は意匠を創作した者から意匠登録を受ける権利を譲り受けた者）が公開した意匠又はその意に反して公開された意匠は、その者がした意匠登録出願に係る意匠についての新規性、創作非容易性などの規定を適用する場合は、意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至らなかったものとみなす旨が規定されている（意匠法第 4 条）。この新規性喪失の例外規定の手続要件は、出願時に適用を求める旨を記載した書面を提出するかその旨を願書に記載し、かつ、出願から 14 日以内に適用の要件を満たす事実を証明する書面を提出することが求められている。

現行制度の運用においては、公知の状態になったこと、特に、日本国内又は外国において公然知られた意匠となったことについて第三者証明をとることに手間と時間が必要とされることが多いとの指摘がある。

(2) 対応の方向

- 出願人の利便性を考慮して、適用を受けることができる意匠であることを証明する書面の提出期間を出願日から14日以内から30日以内に延長すべきではないか。

(3) 論点

- 審査の迅速性を確保したうえで、特許制度と同等の30日の提出期間で十分か。意匠の新規性喪失の場面が多いこと、或いは意匠登録を受ける権利を有する者によって意匠が公知となったことの第三者証明が困難であることを考慮して30日以上提出期間とすることが必要か。